



人権・男女共同参画課

長野県訓令第1号

長野県公営企業訓令第1号

長野県教育委員会訓令第2号

長野県警察本部訓令第7号

本府内部部局
現地機関
企業局本府
教育委員会事務局
教育事務所
警察本部
警察察署

長野県男女共同参画推進本部設置規程（平成13年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月29日

長野県知事村井仁
長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長峯山強
長野県教育委員会
長野県警察本部長石井隆之

第3条第4項中「政策秘書室長、企画局長、関係部長、副出納長」を「関係部局長、会計管理者」に改める。

人権・男女共同参画課

長野県訓令第2号

長野県公営企業訓令第2号

長野県教育委員会訓令第3号

長野県警察本部訓令第8号

本府内部部局
現地機関
企業局本府
教育委員会事務局
教育事務所
県立学校
警察本部

長野県人権施策推進協議会設置規程（平成16年長野県訓令第1号、長野県公営企業訓令第1号、長野県教育委員会訓令第1号、長野県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月29日

長野県知事村井仁
長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長峯山強
長野県教育委員会
長野県警察本部長石井隆之

第3条第4項中「経営戦略局長、危機管理室長、企画局長、関係部長、副出納長」を「関係部局長、会計管理者」に改める。

長野県教育委員会訓令第4号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成15年3月10日長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月29日

長野県教育委員会

第2条第2号中「盲学校設置条例（昭和39年長野県条例第60号）に規定する盲学校、ろう学校設置条例（昭和39年長野県条例第61号）に規定するろう学校及び養護学校設置条例（昭和39年長野県条例第62号）に規定する養護学校」を「特別支援学校設置条例（平成19年長野県条例第24号）に規定する特別支援学校」に改める。

保健厚生課

長野県教育委員会訓令第5号

県立高等学校
県立盲学校
県立ろう学校
県立養護学校

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月29日

長野県教育委員会

別表中「54,280円」を「94,990円」に改める。

保健厚生課

正 誤

平成19年3月8日付け長野県告示第93号「救急病院の認定」中

ページ	行（箇所）	誤
2	表中	国立病院機構中信松本病院
		正
		独立行政法人国立病院機構中信松本病院

医療政策課

平成19年2月13日付け長野県告示第54号「保安林予定森林」中

ページ	行（箇所）	誤	正
1	右側下から6	855の1	885の1

森林整備課